

国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険

国内旅行総合保険



旅の安心ひとまとめ



■約款冊子の内容は共栄火災ホームページでご覧いただけます。

ネットで約款!(Web約款)

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?

<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

安心を忘れていませんか？

旅行期間中をずっとバックアップする国内旅行総合保険

旅の安心をサポート

国内旅行総合保険は、
楽しい旅行に安心をプラスして、
もっと快適なお時間をお過ごしいただくために、
さまざまなアクシデントを補償します。



安心はご出発からご帰宅まで続きます。

たとえば目的地までの移動中(列車、飛行機、船、バス、自動車などに搭乗中)の事故や旅先での観光、スポーツ、買物中、また、宿で起きた事故などを補償します。

旅先では、何が起きるかわかりません。

傷害保険(基本契約)に3つの特約を組み合わせた充実した補償がこの保険の魅力です。ご希望に合わせた安心のプランニングができます。

※特約だけのお引き受けはできません。
※ご契約タイプD1・H1・M1・R1・V1は傷害保険(基本契約)のみの補償となります。

おトクな団体割引、ご存じですか？

20名以上での旅行なら、団体でお申し込みください。団体割引が適用されて、保険料がお安くなります。

詳しくは、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

国内旅行総合保険は次のような場合に保険金をお支払いします。

1

ケガをしたとき（傷害事故）

国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故でケガをされたり、亡くなられた場合に保険金をお支払いします。

- 死亡・後遺障害保険金●入院保険金
- 手術保険金●通院保険金



●スキーで転んでケガをした。



●駅の階段やエスカレーターなどでケガをした。



●ホテルの火事や交通事故でケガをした。

※急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性=身体の外からの作用によるもの

〈上記3項目に該当しないケガの例〉

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるケガ）、疾病などは、「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

※既に存在していた体質的な要因や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガをされた場合、またはケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。（ケガの原因が体質的な要因や病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

2

ごめんなさいで済まないとき（賠償責任事故）

国内旅行中に、あやまって他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



●おみやげ店でうっかり品物を壊した。



●自転車で観光中に他人にケガをさせてしまった。



●ゴルフのプレイ中に他人にケガをさせてしまった。

3

大切なものにアクシデントが起きたとき

（携行品損害事故）

国内旅行中に持ち出していた身の回り品が盗難・破損・火災などの偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



●カメラや腕時計を落として壊してしまった。



●ゴルフバッグなどを盗まれてしまった。



●旅行バッグなどを盗まれてしまった。

4

緊急事態になったとき（救援者費用等損害）

国内旅行中に飛行機もしくは船舶事故で行方不明または遭難した場合などに、次の費用を保険金としてお支払いします。

- 捜索救助費用●交通費●宿泊料●移送費用 など



●船が沈没した。

旅行の目的に合わせて、ご契約タイプをお選びください。

[ご契約プラン]

旅行期間 (保険期間)	ご契約タイプ	補償内容						
		傷害保険金額 (基本契約)			賠償責任 保険金額 (特約)	携行品損害 保険金額 (特約) <small>(1事故につき 自己負担額3,000円)</small>	救援者費用等 保険金額 (特約)	保険料
		死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額				
2日 (1泊2日)まで	A1	4,033万円	10,000円	5,000円	3,000万円	50万円	300万円	1,800円
	B1	2,744万円	8,000円	4,000円	3,000万円	40万円	300万円	1,400円
	C1	662万円	6,000円	3,000円	3,000万円	30万円	300万円	900円
	D1	2,003万円	6,000円	3,000円	—	—	—	500円
4日 (3泊4日)まで	E1	3,985万円	10,000円	5,000円	3,000万円	50万円	300万円	2,000円
	F1	2,440万円	8,000円	4,000円	3,000万円	40万円	300万円	1,500円
	G1	248万円	6,000円	3,000円	3,000万円	30万円	300万円	900円
	H1	1,332万円	6,000円	3,000円	—	—	—	500円
7日 (6泊7日)まで	J1	3,834万円	10,000円	5,000円	3,000万円	50万円	300万円	2,400円
	K1	2,785万円	8,000円	4,000円	3,000万円	40万円	300万円	1,900円
	L1	258万円	6,000円	3,000円	3,000万円	30万円	300万円	1,100円
	M1	3,347万円	6,000円	3,000円	—	—	—	1,000円
14日 (13泊14日)まで	N1	3,664万円	10,000円	5,000円	3,000万円	50万円	300万円	3,200円
	P1	2,553万円	8,000円	4,000円	3,000万円	40万円	300万円	2,500円
	Q1	349万円	6,000円	3,000円	3,000万円	30万円	300万円	1,500円
	R1	3,740万円	6,000円	3,000円	—	—	—	1,500円
1か月まで	S1	3,325万円	10,000円	5,000円	3,000万円	50万円	300万円	5,000円
	T1	2,516万円	8,000円	4,000円	3,000万円	40万円	300万円	4,000円
	U1	428万円	6,000円	3,000円	3,000万円	30万円	300万円	2,400円
	V1	3,489万円	6,000円	3,000円	—	—	—	2,400円

保険金額設定についてのご注意

以下の①、②のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約^(注)と合算して1,000万円までとなります。

- ① 被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
- ② 被保険者の同意がない場合

(注) 同種の保険契約とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

【補償の概要】

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 保 険 金	死 亡 保 険 金	旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの日本国内 ^(※1) における旅行行程（以下「旅行行程」といいます。）中に、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺、犯罪行為を行うことによるケガ ・無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
	後 遺 障 害 保 険 金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100% (注) 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
	入 院 保 険 金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数<180日限度> (注1) 事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 (注2) 入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	・戦争、内乱、暴動などによるケガ ^(※3) ・ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
	手 術 保 険 金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において所定の手術を受けられた場合	手術の種類に応じて、入院保険金日額×倍率（10倍・20倍・40倍） (注1) 1事故によるケガに対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じた額をお支払いします。 (注2) 1事故によるケガについて、1回の手術に限ります。	・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの
	通 院 保 険 金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合	通院保険金日額×通院日数<90日限度> (注1) 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 (注2) 通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。	※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 など
賠 償 責 任 保 険 金 (特約)	被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行行程中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに伴って法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 (注) この特約における被保険者は次のいずれかに該当する方となります。 ①本人 ②本人の親権者またはその他の法定の監督義務者	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1) 損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。 (注3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$ (注4) 訴訟費用等は損害賠償金が保険金額を上回る場合には保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いとなります。	・保険契約者または被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による損害賠償責任 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任 ^(※3) ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ・被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・受託品に対する損害賠償責任（ただし、ホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。） ・心神喪失中の損害賠償責任 ・自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など	
携 行 品 損 害 保 険 金 (特約)	旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合 (注) 次の物は保険の対象となりませんのでご注意ください。 有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、鉄道等の定期券、稿本、設計書、義歯、コンタクトレンズ、自動車、原動機付自転車、山岳登山等の危険なスポーツのための用具、動・植物 など	被害物の時価を基準に算定した損害額から、1回の事故につき3,000円（自己負担額）を差し引いた額をお支払いします。ただし、携行品1個（1組または1対）につき10万円、現金・乗車券等については合計して5万円を限度とします。 (注1) 複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 (注2) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$	・保険契約者または被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意または重大な過失による損害 ・無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・戦争、内乱、暴動などによる損害 ^(※3) ・携行品の置き忘れ、紛失 ・自然の消耗、かび、変色 ・擦り傷、塗料のはがれなど単なる外観の損傷 など	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
救 援 者 費 用 等 保 険 金 (特 約)	旅行行程中に次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または被保険者の親族が費用（捜索救助費用、交通費、宿泊料、移送費用等）を負担した場合 (1) 被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 (2) 急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 (3) 事故によりケガをされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合	左記の費用のうち、社会通念上妥当な額をお支払いします。 (注1) 複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が費用の額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{保険金の額} = \text{費用の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$	・保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）、保険金受取人の故意または重大な過失 ・無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・脳疾患、疾病、心神喪失 ・妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動など ^(※3)

(※1) 乗客として搭乗している航空機または船舶（日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が、通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合は、日本国外における事故も含まれます。

(※2) 前記傷害保険金における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

(※3) 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による場合は補償の対象となります。

【ご契約の際のご注意】

- 告知義務（ご契約時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）
 保険契約者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- 死亡保険金受取人の指定
 死亡保険金受取人を指定する場合は、必ず被保険者の同意が必要です。同意がない場合は、ご契約は無効となります。
- 保険契約の無効
 上記②のほか、ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、保険料は返還しません。
- 保険料領収前に生じた事故
 保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

【代理請求制度について】

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。

■このパンフレットは国内旅行総合保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」および「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

■保険料をお支払いの際は、共栄火災所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

■代理店は保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、代理店と締結して有効に成立した契約につきましては、保険会社と直接契約されたものとなります。

■ご契約の際には保険申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

【ご契約後のご注意】

死亡保険金受取人の変更

ご契約後、死亡保険金受取人を変更（新たに指定する場合を含みます。）する場合は、取扱代理店または共栄火災までお申し出ください。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

商品内容・契約内容に関するお問い合わせは
商品内容・契約内容に関するお問い合わせ、各種手続き・保険料のお見積りは、下記「お問い合わせ先」記載の取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

保険に関する苦情・ご相談は
共栄火災への苦情(ご相談等)はお客様相談室にご連絡ください。 0120-719-250(無料) 受付時間：平日の午前9:00～午後6:00
共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 (社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808(ナビダイヤルー通話料有料) 受付時間：平日の午前9:15～午後5:00 詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/)

もしも事故が起こったら…
すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。 なお、ご通知が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。 24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」 0120-044-077(無料)

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL: (03)3504-0131(代)
 ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先